

障害児福祉手当のしおり（令和2年度）

日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障害児の方が対象の手当です。
まずは、お住まいの区の区役所・支所の担当窓口まで御相談ください。

1. 手当を受けることができる方

◆障害児福祉手当◆

日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児（20歳未満であって下表に定める程度の障害を有する方）

△次のような場合は、手当は支給されません。

- 対象者が ①障害を支給事由とする年金を受けるとき
②障害児入所施設等の施設に入所しているとき

該当となる障害の程度

1	両眼の視力の和が0.02以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	1～7に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が1～7と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障害であって、1～8と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が1～9と同程度以上と認められる程度のもの

*視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。



2 手当を受ける手続

手当を受けるには、お住まいの区の区役所・支所の担当窓口で、次の書類等を添えて請求の手続をしてください。

1. 認定請求書、所得状況届（マイナンバーの記載が必要です。）
2. 専用診断書（省略できる場合もありますのでお問い合わせください。）
3. 本人名義の銀行・信用金庫の普通預金通帳
※ゆうちょ銀行の場合は振込用の店名、口座番号が必要です。
4. 印鑑 ※シャチハタ不可
5. **マイナンバーが確認できるもの**（個人番号カード、または個人番号通知カードと身分証明書）
6. その他必要書類（本人の戸籍謄（抄）本等）

3 手当の額及び支払い

◎ 手当の月額 14,880円（令和2年4月1日現在）

手当は、請求のあった月の翌月分から支給され、年4回（2月・5月・8月・11月）、それぞれの前月までの3箇月分が、請求時に指定した口座（受給者本人名義）へ振り込まれます。

4 支給制限

受給資格者やその配偶者及び受給資格者の生計を維持している扶養義務者の前年の所得が一定以上ある場合は、その年の8月分から翌年の7月分までの手当は支給されません。

所得制限

扶養親族等の数	本人の所得制限	配偶者・扶養義務者の所得制限
0人	3,604,000円未満	6,287,000円未満
1人	3,984,000円未満	6,536,000円未満
2人	4,364,000円未満	6,749,000円未満
3人	4,744,000円未満	6,962,000円未満
4人	5,124,000円未満	7,175,000円未満
5人	5,504,000円未満	7,388,000円未満

次の条件に該当する場合は、限度額の加算を受けられます。

○受給資格者の所得

70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族がある場合 1人につき100,000円

特定扶養親族がある場合 1人につき250,000円

○配偶者・扶養義務者の所得（扶養親族等の数が2人以上の場合）

老人扶養親族がある場合 1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、

1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円

<所得額（控除後の所得額）の計算方法>

年間収入金額－必要経費（給与所得控除額・年金控除額）－諸控除

諸控除の種類及び額	・ 障害者控除（配偶者及び扶養義務者のみ）	270,000 円
	・ 特別障害者控除（配偶者及び扶養義務者のみ）	400,000 円
	・ 寡婦（夫）控除（※）	270,000 円
	・ 寡婦特別控除（※）	350,000 円
	・ 勤労学生控除	270,000 円
	・ 雑損，医療費，配偶者特別控除，長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除等	相当額
	・ 社会保険料控除	相当額
		※配偶者，扶養義務者は 80,000 円

※ 未婚のひとり親の方について、寡婦（夫）控除の対象とみなして計算できる場合があります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

5 手当を受けている方の届出

次のような場合は、忘れずに区役所・支所の担当窓口へ届け出てください。

△受給資格がなくなったとき → 資格喪失届を提出してください。

次のような場合は受給資格がなくなります。該当する場合は届け出てください。

- ① 障害を支給事由とする年金を受けることができるようになったとき
- ② 障害児入所施設等の施設に入所したとき
- ③ 20歳に達したとき

△受給者が亡くなられたとき → 死亡届を提出してください。

△氏名を変更するとき → 氏名変更届を提出してください。

△住所を変更するとき → 住所変更届を提出してください。

△振込預金口座を変更するとき → 口座変更届を提出してください。

△現況の届出 → 手当を受給されている方は毎年提出してください。

毎年8月12日から9月11日頃までの間に前年の所得状況の確認のため所得状況届（現況届）を提出いただくよう通知を送りますので、忘れず提出してください。

<問合せ先>

発行／令和2年4月
京都市子ども若者はぐくみ局
子ども若者未来部子ども家庭支援課

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

